

議案第7号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月4日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。